

# 役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人

二 葉 会



平成29年12月2日制定

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二葉会の役員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

### (理事及び顧問の報酬)

第3条 理事及び顧問には、業務に応じた報酬を別表1及び別表2に基づき支給する。  
ただし、理事長、会長、副理事長、常務理事については別表2の報酬は支給しない。

### (監事の報酬)

第4条 監事には、業務に応じた報酬を別表3に基づき支給する。

### (評議員の報酬)

第5条 評議員会への出席、並びに評議員会の議事録作成の立会及び記名押印をする場合、1回5,000円支給する。

### (報酬等の支給日)

第6条 第3条別表1に定める理事報酬は、当月分を毎月25日に支払うものとする。  
なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その直前の日に支払うものとする。  
2 第3条別表2、第4条、第5条に定める報酬は、必要の都度支払うものとする。

### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、改正の日（平成29年12月2日）から適用する。
- 2 平成29年6月24日施行の役員等の報酬等（役員等の報酬総額及び報酬基準）に関する規程は廃止する。
- 3 この規程は、平成30年7月28日改正し、平成30年8月1日から施行する。

別表 1

区分	報酬額	職務
理事長	230,000 円	役員職務権限規程に規定する 職務
会長	150,000 円	
副理事長 常務理事	100,000 円	

別表 2

区分	支給額	職務
理事・顧問	5,000円	理事会・評議員会への出席

別表 3

業務内容	報酬
法人及び施設の運営状況の監査	10,000 円
所轄庁の指導監査への立会	5,000 円
理事会・評議員会への出席	5,000 円
理事会議事録作成の立会及び記名押印	5,000 円